

平成 28 年度 第 3 回 下水道使用料等審議会議事録

- 1 開催日時 平成 28 年 9 月 28 日（水） 13：55～15：35
- 2 開催場所 焼津市水道庁舎 2 階 災害対策室
- 3 出席者 (委員)
- 会長 岩本 勇
- 副会長 鈴木 孝治
- 委員 鈴木麻理子
- 委員 檜村せつ子
- 委員 法月 和子
- 委員 中野 忠義
- 委員 長谷川恭司
- 委員 岩田 一美
- 委員 中山 正義
- 委員 加藤 義則
- (事務局)
- 吉田 徹 (環境部長)
- 鈴木 信吾 (環境部下水道課長)
- 幡野 正浩 (環境部下水道課計画管理担当主幹)
- 天野 勝義 (環境部下水道課公共下水道担当主幹)
- 黒澤 孝之 (環境部下水道課処理場担当係長)
- 塚本 雅樹 (環境部下水道課処理場担当主任主査)
- 成岡亀久寿 (環境部下水道課計画管理担当主査)
- 佐々木敦史 (環境部下水道課計画管理担当主査)
- 4 議題 委嘱状交付及び会長選出
- 審議 ・下水道使用料見直しの改定案と収支見込み (説明)
- (1) 焼津市の下水道使用料徴収区分
- (2) 使用水量別の使用件数等の分布
- (3) 使用料改定における増収目標
- ①下水道使用料改定ケース 1
- ②下水道使用料改定ケース 2
- ③下水道使用料改定ケース 3
- ④下水道使用料改定ケース 4
- ⑤下水道使用料改定ケース 5
- (4) 改定後の収支見込み
- ・その他

5 審議の内容

1 開会

- <課長> 本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
- それでは、少しお時間が早いですが皆様お揃いになりましたので、第3回焼津市下水道使用料等審議会を開催させていただきますが、ここで委員の皆様にご報告がございます。
- まず、8月11日付けで、8月15日の受付ですが、向山会長より審議会委員の辞任届が提出され、8月30日に承認されましたのでご報告申し上げます。
- また、それに伴いまして新たな委員をお迎えすることとなりましたので、これより委嘱状の交付を行わせていただきます。

2 委嘱状交付

- <課長> 本来であれば、焼津市長中野弘道より審議会委員の委嘱をさせていただくところですが、別の公務と重なっておりますので、環境部長の吉田徹が代理として交付させていただきます。
- 岩本様はその場でお立ちいただき、委嘱状をお受取りください。
- それでは環境部長よろしく申し上げます。

<部長> (新委員の横に出てから委嘱状を読上げて手渡し)

- <課長> 吉田部長ありがとうございました。
- 本日もしばらくの間、鈴木副会長に議長をお努めいただき、審議会の新会長の選出につきまして只今から委員の皆様にお諮りさせていただきたいと考えております。
- それでは、申し訳ありませんが、鈴木副会長よろしく願いいたします。

3 議長あいさつ

- <議長> お忙しい中、第3回下水道使用料等審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。
- 本日も新たな会長が選出させるまでの間、私が議長を務めさせていただきます。
- 先ほど、事務局より向山会長から審議会委員の辞任届が提出され承認されたとの報告がありましたので、新たな会長の選出が必要になりますが、私は会長の代理でございますので、事務局に選出の方針について発言を求めます。
- <課長> 審議会規則第5条第1項で「審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める」とされておりますが、会長の選出について、いかが取計らいますでしょうか。

<議長> 会長の選出につきまして。事務局からは互選でとのことでしたが、この度は静岡福祉大学から新たに推薦していただいたことですし、第三者的な立場の方に会長をお引き受けいただくのがよいと思いますので、岩本勇委員に会長をお願いしてはいかがでしょうか。

(委員より意義なしの声)

<課長> 異議なしとのことですので、本審議会の会長を 岩本勇様に、副会長は引き続き鈴木副会長にお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

<議長> それでは、審議により決しましたので、会長につきましては 岩本勇委員にお願いいたします。

4 会長あいさつ

<課長> それでは、新しい会長が決まりましたので、岩本会長より一言ごあいさついただきたいと思います。

<会長> 皆さんこんにちは、この度、途中からですが新たに当審議会の委員として、また会長として一緒に審議をさせていただくことになりました。

これまでに開催された2回の審議会の内容と、この審議会を設置された下水道使用料改定の経緯につきましては事前に事務局より説明を受けておりますのでよろしくお願ひします。

なお、簡単に私自己紹介をさせていただきたいと思ひます。

静岡福祉大学に所属しております岩本勇と申しまして、こちらの土地にきたのは実は19年前、静岡福祉大学の前身の静岡精華短期大学の時代からこちらの教員として教職しております。専門は商業、特に流通論が専門でございまして、いわゆる街づくりであるとか産業研究であるとかそのようなことをしてまいりました。

19年前にこちらに最初この地に足を踏み入れてまずは街づくりのために中心市街地を歩いてみます。そうしますと、この焼津の特性というのが港に面して平行に河川が流れております。これは他の地域と比較してとても特徴がある地域づくりであるということその時感じております。これをよくよく考えてみますと、この水資源を使って焼津というのは産業が発展してきたものだと考えられます。江戸時代までは海運業、それから明治・大正期には鰹節産業が広まって参ります。さらにこの水資源を工業用水に活用して様々な水産加工業へと発展しております。

このように焼津と水資源はとても関連深い地域でございまして、この度ご縁ありましてこの下水道の使用料改定の審議会にご一緒させていただくことにつきましてとても光栄に思っております。

慎重性の高い、そして公平性の高い又また、焼津市民から信用が得られるような、そのような審議会の進行に努めさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

5 審議

<会長> それでは、本日の議事に入らせていただきます。

出席委員数の確認ですが、10名の委員が出席しており、本日の会議は焼津市下水道使用料等審議会条例第6条第2項で定める「委員の過半数が出席」という会議開催要件を満たしていることを確認いたしました。

それでは、議題の「下水道使用料見直しの改定案と収支見込み」について事務局より説明をお願いします。

説明の切りのよいところで質疑を挟みますので、発言の際にはお名前をお願いいたします。

<市> ご説明に先立ちまして、今回お配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第と委員名簿（1ページ）と議事資料（2ページから18ページ、別紙1）と新たな席次表、11月・12月のカレンダーの5点でございます。ご確認のほどお願いいたします。

（資料の確認を待つ）

<市> それでは、本日の議題につきましてご説明させていただきます。

本日は改定案をいくつかお示してご審議をいただき、次回第4回では本日の審議によるご意見を基にいくつか実際に改定するためのケースを作成し、その中から委員の皆様にも多数決等で決させていただく予定であります。

また、第4回では答申の文章案も併せてお示しする予定であります。

それでは、（1）焼津市の下水道使用料使用料徴収区分についてご説明させていただきます。議事資料の2ページをご覧ください。

（2ページについて説明）

事務局からの説明は以上でございます。

<会長> 説明が終わりました。ご質問等ありましたらご発言ください。

無いようですので説明を続けてください。

<市> （2）経営の状況についてご説明させていただきます。議事資料の3ページをご覧ください。

（3ページから6ページについて説明）

事務局からの説明は以上でございます。

<会長> 説明が終わりました。ご質問等ありましたら、ご発言ください。

<委員> 1件教えて下さい。有収水量が減少していることで1件あたりの使用水量が

減少しているということですが、原因がもしお分かりになったら教えていただきたいと思います。

<市> 一般家庭においては節水型の衛生機器が導入されたり、そういうことで水量が減っています。事業所につきましては、事業的な経営のし難さと言いますか、使用する水量を減らし難いのですけれども、下げざるを得ないというところだかなり苦慮されてぎりぎりのところまで下げているということで有収水量が減されている。

全体的には一般家庭の水量減の方が大きく出ています。

<市> 補足で説明します。先ずは人口減少が激しく、旧 150 号より海側が、焼津市に限ったことでは無いのですけれども、平成 2 年から平成 22 年の 20 年間で約大体 5,000 人の人口減少になっております。そういうこともございまして、人口減少がありますと水を使う方が少なくなるとの現実がございまして。

<委員> 水産加工業者がかなりここ何年かで廃業しているところが多いが、そういうのも影響しているのでしょうか。

<市> 先ほどは説明を差し控えさせていただきましたが、水産加工業者の廃業や経営規模の縮小は有収水量の減少に大きく影響しています。

<会長> その他いかがでしょうか。無いようですので(3) 使用料改定における増収目標について説明をお願いします。

<市> (3) 使用料改定における増収目標についてご説明させていただきます。議事資料の 7 ページをご覧ください。

(7 ページから 10 ページについて説明)

(3) 使用料改定における増収目標の説明の途中ですが一区切りとなります。質疑応答をいたしますか。

<会長> ご質問等ありましたら、ご発言ください。

無いようですので説明を続けてください。

<市> 説明を続けさせてさせていただきます。議事資料の 11 ページをご覧ください。

(11 ページから 17 ページについて説明)

(3) 使用料改定における増収目標の説明は以上でございまして、(4) 改定後の収支見込みも一連のものでありますので引き続きご説明させていただいてよろしいでしょうか。

<会長> 説明を続けてください。

<市> (4) 改定後の収支見込みについてご説明させていただきます。議事資料の 18 ページをご覧ください。

(18 ページについて説明)

<市> 事務局からの説明は以上でございまして。

- <会長> ありがとうございました。
- それでは、これから各委員の皆様から意見をいただくことになると思います。この件につきましては全ての委員の皆様からそれぞれご意見をいただくことになろうかと思いますが、先ず私の方から1つ確認をさせてください。
- このケース1から5というのは、現在考えられる実現できる使用料のパターンと考えてよろしいでしょうか。そこから選択するのがベターなのでしょうか。
- <市> ここから選択をとということではなくて、もし、これをもう少し違う形、この(ケースの)間ですとか、例えば基本使用料は据え置きで従量使用料だけを上げていくような形ですとかそういったものの検討も可能ですが、今回お示しするものとしては、1から5までのケースで基準外繰入額という本当は使用料で賄わなければならないところが足りていないので、そこの部分を減らせてくださいという形でのモデルの提示になります。
- <会長> ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見ご質問などお願いしたいと思います。それでは挙手をお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。
- <委員> ただいま市の方から細かいご説明をいただきました。私たちとしてはやはり上下水道の料金というものは各家庭でも大きな比率を占めておりますので、安いことに越したことはありません。だけど、今お聞きしましたとおり大きな負債額を抱えているという現状を考えますと、やはり少しでもこの負債額を減らしてあげるのが一般市民としての協力体制という思いで聞かさせていただきました。やはりこの5つのケースの中で、近在の藤枝市、島田市との兼ね合いとしましても、突出した数値というのは一般の家庭からは受け入れられないだろうとの思いでありますので、市の方でどのようなケースが一番いいのかということの審議をしなければならぬならばケース3というような恰好でもって近隣自治体と大きく差のない数字で持っていけたら、それでもって少しでも市の負債額が減らされたらとの思いでもって発言しました。
- <会長> ありがとうございました。委員からは一般市民の立場としてのご意見を頂戴しましたところでございます。それでは、この流れの中でいかがでしょうか。
- <委員> 今、ケース1から5の説明でよく分かりましたけれども、実際問題、加工組合は10年位前からほとんどみんな廃業して、今細々と市内で営んでいる加工業者というのは家内工業的に2人とか3人で経営していて、もっと大きくて力のある所は水産加工団地へ移転しており、水産加工団地で独自に処理施設を持って排水を処理しているのですけれども、この使用料改定の案で改定したら、今の市内で営んでいる加工業者さん達は今まではなんとか水質汚染とか公害予防とかに対して自分たちの身を削ってでも一生懸命やってきたのですけれども、一番大き

く響くというのは水ですよ。

当たり前のことですが、水が一番やっぱり大事で、汚すとか、昔は川へ垂れ流しをしていたのですが、それが徐々に厳しくなって国の基準、県の基準そのもっとも厳しいのが焼津市の基準（県の水質上乘せ基準）で、ここは全国一くらい規制が厳しいのではないですか。

それで、自分たちで処理施設を作って排水処理していたのが、市の公共下水道の方へ入れることができるようになって、これは助かったということで何とかやってきたのですが、ここへ来てまたこの位その使用料が上がるというと、もう仕事をやめた方が良いのではないかと言う人たちの方が多いと思います。

ここ10年間で魚仲水産加工業協同組合が200社くらいあったのが今129社に減り、焼津水産加工業協同組合自体はやはり100社あったのが44社くらい、鯖屋とかなまり屋とか鯉節屋さんもそうです。そうやってきた時に一番経費が掛かるのが水なのです。

正直言って、市の下水道の収支がこうなってくれば負担をしなければならぬのですが、その負担の割合がどの位に上がってくるのかということが心配です。

ここに来る時に絶対水産加工業協同組合は反対と言われて来たのですよ。でも、やっぱり反対、反対とばかりも言っていないから。

力のある人たちは処理施設を作ってみんな一緒に水産加工団地とかへ行けるんですけども、個々に市内で営んでいて、そこから動かれなくて、実際動けないですよ。動いてみんなと一緒にそういう処理施設のあるところへ行きたいけれども、動かない人たちというのはどうしても公共下水道へ入れてもらわなければしょうがないものですから、なんとか市の考えでこの、5のケースまで改定ケースがあるのですが、5のケースでもどうなのだろうという考えがしているものですから、その辺は皆様にも考えていただきたいと思っています。

<会長> ご意見ありがとうございました。それではその他皆さんからご意見いただけたらと思います。

<委員> すいませんちょっと教えて欲しいのですが、7ページの関係で、(3)使用料改定における増収目標の中で、言葉的にちょっとわからないことがあるものですから。

基準外繰入金と基準内繰入金これは基準財政需要額ということで捉えてよいのでしょうか。基準内繰入金は地方交付税で入ってくるわけですか。基準外繰入金が地方交付税の対象にならなくて、市の方の一般財源とあと、使用料で賄うという意味ですか。

<市> 基準内繰入金と基準外繰入金は今回おそらく初めて出てきた言葉なのですが、基準内繰入金は公営企業にとりましては、繰入金、要するに一般会計か

ら繰入れて事業を賄っていくのがルールであるという国からの通知がありまして、その考え方から言いますと、その段落の上の方にあります「分流式下水道等に要する経費」だとか、「普及特別対策に要する経費」というものについては、本来、一般会計から出すべきものであるというような国の通知がございます。

そういうことに従って計算したものが基準内繰入金ということで、基準財政需要額とは少し違うということになります。下水道課としましてはこの基準内繰入金につきましては、要するにそういうことで国から交付税としてもらっているだろうということですが、ただ、実際その交付税の計算につきましては、例えば人口比率で掛け率を見るですとか、そういう計算の仕方がいっぱいありまして、実際に国から入ってくるのも下水道がいくらでこの事業がいくらでと入って来ないものですから、その辺が直接国から入ってくれば良いのですが、分かりにくいところでもあります。

この基準外繰入金につきましては、そういったルールで本来、一般会計で負担すべきもの以外の部分、赤字補填ということがございます。

ただ、この基準外繰入金というのはどこの市町でも貰っておりまして、貰っていないのが、三島市と浜松市わずかに県内でも2市のみでございます。

このような状況でございまして、下水道事業につきましては、金額の多少はありますけれども、どこの市町にも有るということがございます。

<会長> ありがとうございます。今、産業系からお話が出たところですので、私の方からお願いしたいのですが、委員お願いいたします。

<委員> いろいろな表を見てご説明をいただいたのですが、1から5のケースがありますけれども、先ほど他の委員からご指摘があったと思いますが、大口使用者の一覧に当組合の事業者が3件入ってまして、こちらはやはり大型の事業施設でありまして、こういうところがケース1の場合とか、例えば先ほど言われたケース3であっても、年間の差額が70万円、35万円とかなり大きい。

やはり、水を大量に使うところに対してもう少し配慮いただける金額になればこのようなことはないかと思いますし、一般家庭の方でもケース1で月1,000円から2,000円くらいの差額で、ケース5であっても月500円くらいですか、差額はそんなにないですが見受けられますので、その辺を大口使用者に負担を掛けるのではなくて、大口の方に対して優遇措置ですか、そちらの方をもう少し検討していただけたら、水産加工業者さんですとか宿泊施設さんも納得できるのではないかと思います。

その辺のところをもう少し、全体的なパーセンテージで決めるのではなくて、ここまで上げたら上げすぎではないかと、いろいろ考えられればもう少し違う形になってくるのではないかと思いますのですが、一般の家庭の方もいらっしゃるのですけれども、下水道の区域には水産加工などに携わっている方が生活し

ているのであって、そういうことも考えていただけたらと思います。

それが全体のつながりになっていくのではないかと考えていますので、その辺を再検討していただけたらどのような体系でも良いと思うのですが、実際にこれが平成 30 年度から平成 34 年度になった時に果たしてこの使用料体系でやっていけるのかどうか。また今回と同じように努力をしていますがどうしても駄目ですという状況になってしまうのか、その辺のところも私たちには想像がつくところでは無いので、平成 35 年度に実施するために次の見直しを平成 32 年度から始めますとかそういう文言があったら、それならばクッションとして 5 年後にもう一度考える時が来るのだらうなということがありますので、その辺のところを、もう少し先のお話を入れてもいいのかなと思いました。これからそういうお話が出たのかもしれませんが、この検討の中でもう一度平成 34 年度には使用料改定の検討をしますけれども、とりあえず平成 34 年度まではこの体系でできるような姿勢の使用料体系ですということにさせていただけるとありがたいと思います。

いずれにせよ、どこかでまた改定しなくてはいけなくなってくると思うのですけど、現在の状況としましては人口、戸数もかなり減っていますよということでしたので、下水道がまだ使えない地区の方が多くいる状況ですので、その辺の街づくりにも関わって来ますので、そういうところを少し考えに入れていただけたらと思います。

<会長> ご意見ありがとうございます。続きまして委員お願いいたします。

<委員> なかなか難しい問題だなと思っていたのですが、質問なのですが、島田市と藤枝市の使用料を比べているのですが、以前の審議会で焼津の改定はしばらく前に行われたと聞いてそれが何年だか記憶を無くしてしまったのですが、島田市と藤枝市の改定の年度が何年であったのでしょうか。

比較をするときに近い年度であれば比較ができると思うのですが、違ってくると比較の対象になりにくいかなと思います。

それで、水道光熱費の水というのはやはり結構重いものがあると思うのですが、特に人口減少の話題がちょっと上がったのですが、子育て世代である若者の給料がなかなか上がって行かないということを考えますと、この辺への配慮をしていかないと、この人口の流出を踏まえながら考えないと、そういう配慮みたいなのが無いと、焼津市沿岸部の人口流出は止まらないのではないのでしょうか。

使用料体系だけ見てもすぐには考えられないが、いろいろと繋がりがあっているものですから、その辺の配慮があったらいいと思います。

<会長> ご意見ありがとうございます。続きまして委員お願いいたします。

<委員> 私の地区にも大分空き家が多くなってきて人口が減っています。津波対

策ということでどんどん藤枝市の方へ行ってしまうということです。

しかし、下水道使用料の改定は考えなければいけないと思います。上げるのは止むを得ないのですけども、上げる率をどの辺まで持っていくか、今日に今日お返事は出来ないことだと思います。

<会長> ありがとうございます。続きまして委員お願いいたします。

<委員> 私も先ほどの委員と同じで、金額的なことはちょっと分かりかねますので、どの位上げていいか皆様のご意見を聞いて検討したいと考えています。

<会長> ありがとうございます。それでは委員お願いいたします。

<委員> 私は家にいて水道でお茶碗を洗ったりしている水道しか水について知らないのですが、平成5年から改定がされずにいて焼津市が近隣と比べて一番安いということになります。これまで何か方法がなかったのかと思うのですけれども、もっと早く改定をしていけば、少し長すぎたと思います。これまでも改定に向けた積み重ねがあつてなにか方法がなかったのかと思います。

そのような状況になってしまった収支を見てもなかなか理解できませんのでもう少し勉強してみないと結論が出ないかもしれません。

<会長> ありがとうございます。それでは続きまして委員お願いいたします。

<委員> 私も数字の羅列された資料を見ても中々頭に入っては来ないのですけれども、一主婦としましてもやはり安いに越したことはないと思います。

例えば藤枝市、島田市と比較するとしまして、今焼津市ではない静岡市かどこかに住んで居たとしまして、何処に引っ越ししましょうかということを決めるとしたら、料金が安いところ、税金が安いところに行きたいなと思いますよね。

そして、焼津市は海に近いということで津波の心配がされていてそれがすでにマイナスですよね。

それに増して、焼津市と藤枝市の下水道使用料が同じくらいですよとなったら、もうその前の段階でマイナスですから、そのようなプラス材料を売りにしないと、藤枝市と同じ金額では焼津市は安いですよという売りにならないから、他に売りになる物が焼津市にはあるのかもしれないのですけれども、それならば焼津市はどんどん人口増加して行くし、その分収入にもなっていくと思います。

主婦としても商売としても安いに越したことはないのですが、焼津市の活性化にとってはやはり上げなくてはいけないかなと思っています。

<会長> ありがとうございます。それでは委員お願いいたします。

<委員> 先ずは、先ほどもお話に出ましたけれども、焼津市と水とは切っても切れないと思います。今日の資料を見ますと、水をたくさん使ってたくさん排水される使用者は非常に負担の増える金額も多い。

最終的にはケース1からケース5のいずれかに該当させなければならないのですが、大口使用者につきまして、政策的に焼津市としては、こういう企業は水

を使っていかなければならないから排出もしなければならぬという事情を勘案していただきまして、どういう判断を示していただけるか分かりませんが、そういう酌量等をお願いできたらいいなと思っています。

<会長> ありがとうございます。委員の皆様からそれぞれのお立場で、それぞれご意見を頂戴したところでございます。

そうしますと、産業系の皆様は水というものに対してコストが非常に大きく関われば当然経営を圧迫する。そういう関係で簡単には決定づけることができない問題であるのだなということがよく分かったかと思えます。

また、一般消費者、生活者の立場でも、安いことには越したことはないのは当然でございまして、その中でも建設的にどのように焼津の産業なり生活環境を発展させるか、その答えを今後見つけていく、こういうことになってくると思います。今日いろいろ課題をいただきましたので今後の検討課題ということで次回に引き継ぐということによろしいかと思えます。

その他いかがでしょうか。一巡しておりますが、この件につきましてもっと言っておきたいということがございましたら委員の皆様、挙手をお願いします。

<委員> 先ほど他の委員から質問がありました私がお答えします。

焼津市の前回の改定は平成5年度、藤枝市が平成20年度、島田市は平成26年度に改定しているそうです。改定の時期としては新しい方ですが、島田市、藤枝市は水産加工が発展しているところではありませんので、3市の料金表だけを対照しても単純に比較はできないかもしれませんが、焼津市の改定がかなり遅れているというのは事実だと思います。

それから、水産加工団地というのがあってそちらで経営されている方もいらっしゃるし、自社の処理施設で水質管理をされているところもありますので、そういう所も考えていただくと非常に助かります。

<会長> ありがとうございます。近隣の藤枝市、島田市が生活者からしますとそこが比較対象となるということだと思いますが、産業系ですと全国的に視野を広げていただいて、例えば鳥取の境港とか、又は鰹節産業であれば、鹿児島島の枕崎辺りですとか。立地的に少し違うかもしれませんが、水産加工で発展している地域とかそういう切り口でも見る必要があるかもしれません。

<委員> 会長の発言の中の鹿児島の枕崎などはですね、ここ10年前位から徐々に水質の厳しい規制が掛かってきている所で、それまではずっと垂れ流しでした。

私達の先代の会長や私達も鹿児島の方へ視察に一緒に行って見たりして、向こうはほとんど垂れ流しで港が赤くなるほどに垂れ流していました。

その当時から私達は焼津市内で処理施設を個々に持っていて、私の会社も50トンタンクを1つ作って毎日それで浄化して排水していました。水質の基準が厳しくても焼津ではそういう経費を、私の会社でも100万や200万を掛けて、そ

の分が製品単価に上がってしまっていて、それをなんとか他のところでカバーしなくては他の地域の製品と競争できないと頑張ってきたものですから、水質とか水に関しては焼津の事業者はすごく敏感ですぐに反応するものです。

水産加工団地へも行けないような人たちが焼津の市街地で営んでいるのですから、そういう人たちのためにも使用料はなるべく安く抑えてもらいたい。

今時点、鹿児島から来る鰹節と焼津の鰹節、同じ原料を使っているもできる製品の単価は向こうの方が安いですよ。鹿児島と一緒に鰹節を作っていて水処理の経費まで上乗せせざるを得なくて、向こうとその段階でものすごく差が付いてしまっている。

トラックを使って東京の方へ持ってきてそれでもまだ向こうの方が安いというくらいのいろいろな経費が私達には掛かっているのです。

そういう水が、なんで掘ればただで出てくる水の処理費用がこんなに掛かるのかというような頭が、焼津の加工屋さんには職人なものですから、そういう考えがあるものですから、なるべく安く抑えて貰いたいというのが私の気持ちです。

<会長> その他いかがでしょうか。なければ最後に「その他」について、事務局より説明をお願いします。

<市> すいません、次回に向けてのまとめという訳ではないのですが、少し解説をさせていただければと思います。

ケース1からケース5まで今回示させていただきました。焼津市としましてはケース1、2は論外で参考程度に挙げさせていただいたところがありますけれども、ケース3以降で次回皆様に挙手をしていただいて決を採らせていただくということで考えております。

従量使用料につきましては、使用水量が上がって行くのに従って改定率を少し下げるという考え方も選択肢の中に入れた方がよいのではとのご意見がありましたので、その様にさせていただきました。現実的にはケース3から5いずれかに沿った内容で選択肢を作らせていただいた方がよいのでは、というのが本日のご意見でしたけれども、その辺は少し考えさせていただきたいと思います。

次回につきましては、再検討いたしました選択肢の中から挙手をしていただくということでもよろしいでしょうか。

<会長> 皆様よろしいでしょうか。ご意見ありましたらどうぞ。

<委員> よろしいでしょうか。平成5年から23年間改定がなかったのですけれども、今後の改定につきまして、これからはどの様になっていくのでしょうか。

<市> 国の国土交通省と、日本下水道協会が共同でこれからの下水道使用料をどのようにして行くかという指標を考えておまして、その中で、大体3年から5年で見直しをするのが妥当であるとの指標が出ておりますので、本市としましては今回の改定が終わった後、3年から5年毎に改定を検討すべきであると考え

ております。そのことも答申の中に文章で入れ込ませていただきまして、次回の審議会にて委員の皆様に見ていただき、内容をご確認いただくという形式を取りたいと思っております。

<会長> その他いかがでしょうか。なければ最後に「その他」について、事務局より説明をお願いします。

<市> それでは、「その他」としまして2点ほどお願いと確認をさせていただきます。まず、1つ目としまして、第2回審議会の議事録を作成し、本日の会議開催通知に同封させていただきました。

議事録の内容に間違いや書き落とし、発言の趣旨が正しく表現されていない箇所がありましたら、この場で、または後日でも結構ですので、事務局にお知らせください。

<会長> この場で事務局に伝えることがありましたら、ご発言ください。
(少し待って)

<会長> 無いようですので、もう1点について説明をお願いします。

<市> もう1つは次回の第4回審議会の日程でございます。

11月に開催を予定しております第4回審議会につきまして、日時をご協議いただきたいと思っております。

11月につきましては、事務局の都合で申し訳ございませんが、市の議会の対応と重なっておりますので、11月での開催はご容赦いただきまして、12月の2日から7日での開催でお願いできればと考えております。

ご希望の曜日、午前・午後の指定はございますか。

<会長> 第4回審議会の開催日時はいつにいたしましょう。
(次回審議会の開催日時を協議)

<市> それでは次回は12月14日水曜日、午後2時00分から焼津市水道庁舎2階災害対策室で開催いたします。

6 閉会

<会長> 本日の議題はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして第3回焼津市下水道使用料等審議会を閉会いたします。

なお、本日の事務局からの説明につきまして、一度ですべてを把握していただくのは大変であると思っておりますので、疑問に思われる点等ございましたら、直接事務局にご確認いただくか、あるいは次回の審議会の場で改めてご質問をいただければと思っております。

本日の審議につきましては以上となります。ありがとうございました。

<課長> 皆様、本日はありがとうございました。

次回審議会は12月14日水曜日、午後2時00分から焼津市水道庁舎2階災

害対策室で開催といたしまして、皆様方には改めて文書にてご案内申し上げます。
(散会)